

紹介基本契約書雛型

●（以下「甲」という。）と株式会社Dilecta（以下「乙」という。）とは、乙が甲に対して求職者（以下「丙」という。）を紹介すること（以下「本目的」という。）とし、その有料職業紹介に関する基本事項について次のとおり契約する。

第1条 （紹介）

- 1 乙が甲に対して丙を紹介し、甲が丙を自ら選考の上、採用を内定した場合は、乙を介して、丙に対して内定通知書を交付する。
- 2 甲は、丙を採用する場合は、自らの責任において、法令の定めに従い丙に対して労働条件書を交付するとともに、雇用契約を締結する。

第2条 （紹介料の支払）

- 1 甲は、前条第1項の内定通知に対して丙が内定承諾をした場合は、乙に対し紹介料を一括で支払うものとする。
- 2 紹介料は、丙の理論年収の35%相当額（消費税は別途）とし、理論年収は常勤・非常勤の別に応じ、内定通知書の記載等に基づき、下記の方法により算出する。ただし、紹介料の下限は25万円（消費税は別途）とする。

記

常勤：「月額固定給×12ヶ月＋賞与算定基準額×前年度実績賞与支給係数」とする。月額固定給とは、基本給＋各種手当（毎月固定で支払われる時間外手当相当分を含む。）とする。

非常勤：「時給×時間／日×労働日数／週×52週」＋「各種手当＋賞与算定基準額×前年度実績賞与支給係数」とする。

- 3 非常勤として紹介した丙が常勤職員として甲に入社した場合、又は入社後12ヶ月以内に常勤職員に転換した場合は、常勤職員として前項の紹介料を算出するものとする。ただし、前項の非常勤の紹介料がすでに支払われている場合には、甲は乙に対し、常勤の紹介料との差額を支払うものとする。
- 4 甲は、紹介料を毎月末締め翌月末限り、乙が指定する口座に振込み支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。
- 5 丙の採用内定後、甲がその内定を取り消す場合、甲は、当該取消しから1ヶ月以内に内定取り消しした旨を書面により乙に通知するものとし、乙は甲に対し、受領した紹介料のうち50%（ただし、丙の責めに帰すべき事由による内定取り消し（法的に正当な理由が認められるものに限る。）の場合は、100%）を、上記通知があった月の翌末日限り、本条末尾に記載の甲の口座に振込む方法により返還するものとする（振込手数料は乙の負担とする。）。ただし、乙が紹介料を受領していない場合には、上記割合で紹介料を減額するものとする。甲は、丙の内定取り消しから1ヶ月以内に内定取り消しした旨を書面により乙に通知するものとし、丙の内定取り消しから1ヶ月を超えた後に乙が書面により通知を受けたものに関しては、乙は本項に定める返金の義務を負わない。
- 6 丙が入社日より6ヶ月未満の期間内に甲を自己都合により退職した場合、又は丙の責に帰すべき事由により解雇（法的な正当な理由が認められる解雇に限る。）された場合、甲は、丙の退職から1ヶ月以内に退職した旨を書面により乙に通知するものとし、乙は甲に対し、受領した紹介料のうち、丙の勤続期間に応じた下記の割合に相当する額を、上記通知があった月の翌末日限り、本条末尾に記載の甲の口座に振込む方法により返還するものとする（振込手数料は乙の負担とする。）。ただし、乙が紹介料を受領していない場合には、下記の割合で紹介料を減額するものとする。甲は、丙の退職から1ヶ月以内に退職した旨を書面により乙に通知するものとし、丙の退職から1ヶ月を超えた後に乙が書面により通知を受けたものに関しては、乙は本項

に定める返金の義務を負わない。

記

継続月数	返還する紹介料の割合
1週間未満	100%
1週間以上 1ヶ月未満	50%
1ヶ月以上3ヶ月未満	30%
3ヶ月以上 6ヶ月未満	10%

<紹介料の返還先口座>

【金融機関】 銀行 支店 【預金種別】
【口座番号】 【口座名義】

- 7 乙は、前2項に定める返還債務に対し、乙以外の求職者に関する本条の紹介料請求権、第3条4項の違約金請求権及び第5条1項の損害賠償請求権をもって、その支払期限にかかわらず、対当額にて相殺することができる。

第3条 （直接交渉等の禁止）

- 1 甲は、乙の書面による承諾なくして、丙との間で、丙の雇用について直接交渉をしないものとする。なお、甲が、乙を介して、丙に対して内定通知書を交付する前に、丙に対して直接連絡をとった場合は、本項への違反があったものとみなすものとする。
- 2 甲は、乙の紹介によって丙が雇用されなかった場合（丙が甲を退職した場合、丙が甲を解雇された場合を含むがこれに限らない。）、乙が丙を紹介してから1年以内は、乙の書面による承諾なくして、甲、甲の関連会社又はそれらの関連施設において、丙を雇用しないものとする。
- 3 甲は、乙を介さずに、乙の従業員、元役員又は元従業員に対して、金銭の授受を行う等の方法により、人材紹介その他の事項に関する直接的な交渉をしないものとする。
- 4 甲は、前各項のいずれかに違反した場合、又は不正な手段により紹介料の支払を免れ、若しくはその返金を受けるための行為をし、若しくはそれらの行為をしようとした場合は、違約金として、仮にその丙が甲の下で12ヶ月間継続勤務したと仮定して支払うべき賃金総額に相当する金額又は300万円のいずれか高い方の金額を直ちに乙に支払うものとする。

第4条 （守秘義務）

- 1 甲及び乙は、本契約の遂行に際して得た情報（甲乙の会社情報及び乙が紹介した人材の個人情報（不採用の者も含む。）をいい、以下「秘密情報」という。）を相手方の事前の書面又は電子メールによる承諾なく、第三者に漏らしてはならず、また、本契約の目的以外での使用、加工、複製、複写をしてはならないものとする。
- 2 乙は、前項にかかわらず、本目的の達成のため、自らの提携企業に対し、本条に定める守秘義務と同等の義務を負わせたうえで、甲の求人情報を開示することができる。
- 3 次の各号に該当する情報に関しては、秘密情報に該当しないものとする。
 - （1）開示時に、既に公知であった情報
 - （2）開示時に、既に受領当事者が保有していた情報
 - （3）開示後に、受領当事者の責によらずして公知となった情報
 - （4）開示後に、受領当事者が開示を受けた情報に関係なく独自に取得した情報

- (5) 開示後に、受領当事者が第三者より正当に取得した情報
- 4 甲及び乙は、相手方から秘密情報として提供された一切の資料等をその複製物・複写物も含めて、自己の責任において散逸、漏洩なきよう管理するとともに、相手方から要求があり次第、直ちに返却し又は相手方の指示するところに従い不可逆的に破棄するものとする。

第5条 (債務不履行)

- 1 甲が第2条の紹介料又は第3条4項の違約金の支払を遅延した場合は、未払額に対し年14.6%を乗じた金額を遅延損害金として支払うものとする。ただし、遅延損害金は日割計算するものとし、1円未満の端数が生じた場合には端数は切り捨てるものとする。
- 2 甲が本契約の内容の一つでも違反した場合は、甲は、本契約に基づくすべての紹介料について、何らの催告を要することなく当然に期限の利益を失い、その全額を直ちに乙に対して支払う。

第6条 (解約)

- 1 甲又は乙は、相手方が本契約に違反し、催告後2週間を経過しても是正されない場合、本契約を解約することができる。
- 2 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告を要せず直ちに本契約を解約することができる。
- (1) 支払いの停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立てがあったとき
 - (2) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡がなされたとき
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは任意売却の申立て、又は租税等の滞納処分を受けたとき
 - (4) その他財産状況が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- 3 甲又は乙は、書面による30日前の予告により、本契約を解約することができる。

第7条 (有効期間)

- 1 本契約の有効期限は、契約日から1年間とする。なお、期間満了1ヶ月前までに、甲又は乙から本契約を継続しない旨の書面による通知が到達しないときは、本契約は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。
- 2 甲及び乙は、本契約満了又は解除後においても、本契約第3条、第4条、第9条及び第10条の規定はなお効力を有するものとする。

第8条 (反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、以下の各号の事項を確約する。
- (1) 自ら及びその役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団又はその他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - (2) 自己若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係、又は反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる関係を有していないこと
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の業務を妨害し若しくは信用を毀損する行為、法的な責任を超えた不当な要求行為又はその他これらに準ずる行為をしないこと

- 2 甲及び乙は、相手方が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。
- 3 甲及び乙は、相手方が第1項の確約に違反した場合、何らの通知又は催告をすることなく、本契約を解除することができる。
- 4 甲及び乙は、前項の規定により本契約を解除したことにより相手方に損害が生じた場合であっても、これを一切賠償することを要しない。また、本条に違反した当事者は、当該違反に起因する一切の損害を賠償しなければならない。

第9条（権利義務譲渡の禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の承諾がない限り、本契約上の地位を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。また、本契約によって生ずる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは担保の用に供し、又は本契約から生ずる義務の全部又は一部を第三者に引き受けさせてはならない。

第10条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関する紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第11条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関する疑義は、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

以上、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2025年 10月 15日

甲

東京都
株式会社
代表取締役

乙

東京都港区赤坂8-4-14
青山タワープレイス8F
株式会社 Dilecta
代表取締役 池田 陽花
有料職業紹介: 13-コ-314630